

別添 1

自動販売機の設置等に関する契約書（案）

滋賀県企業庁長 河瀬 隆雄(以下「甲」という。) と _____ (以下「乙」という。) は、滋賀県企業庁において、乙が行政財産使用許可を受けて設置する飲料用自動販売機(以下「自販機」という。) の設置等に関し、次のとおり契約を締結する。

(基本事項)

第1条 甲は、乙が甲の企業庁新管理本館1階玄関ホール(馬淵浄水場1階通用口横)において自販機により飲料を販売することを承認するものとし、乙は、その対価として第4条に規定する納付金を甲に納めるものとする。

(設置場所および台数)

第2条 乙は、甲が指定する下記の場所において、下記に示す自販機を設置し、飲料の販売をすることができる。

設置場所：滋賀県野洲市吉川 3382 滋賀県企業庁新管理本館1階玄関ホール
(滋賀県近江八幡市馬淵町 1 8 7 5 滋賀県企業庁馬淵浄水場1階通用口横)
自販機：型番号□□□

(契約期間)

第3条 本契約の有効期間は、令和4年(2022年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までとする。

(納付金)

第4条 納付金の額は、年額 金 _____ 円(消費税および地方消費税相当額を含む。)とする。

(納付金の納入方法等)

第5条 乙は、前条に規定する納付金を、甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに一括して納入しなければならない。

2 甲は、第15条第1項または第2項の規定により、本契約を解除した場合、既納の納付金は返還しない。ただし、同条第1項第1号に該当する場合であつて、甲が、公用または公共の用に供するため、行政財産使用許可を取り消したときは、この限りでない。

(契約保証金)

第6条 乙は、契約保証金は、免除とする。

(設置費用等)

第7条 自販機の設置、交換、移動、撤去、安全対策、保健所等への届出等の費用は、全て乙の負担とする。

(遅延損害金)

第8条 乙は、第4条の納付金を甲が指定する期限までに納入しなかったときは、支払期限の翌日から支払いのあった日までの日数に応じ、年10.75%の割合で計算した金額を遅延損害金として、甲に支払わなければならない。この場合においては、1年を365日として計算する。

(維持管理)

第9条 不具合の修繕、販売品の補充、賞味期限および金銭の管理等、自販機の維持管理は、乙の責任において適切に行わなければならない。

- 2 乙は、関係法令等を遵守するとともに衛生管理および感染症対策の徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行わなければならない。
- 3 自販機の故障、苦情等については、乙の責任において対応するものとし、自販機に連絡先を明記するものとする。

(協力関係)

第10条 甲は、自販機の保守管理に協力するとともに、正常に稼働していない場合は速やかに乙に連絡するものとする。この場合において、乙は、甲から連絡を受けたときは、速やかに対処しなければならない。

(販売品)

第11条 販売品は、缶、ビン、ペットボトル、紙パック、カップ式等の清涼飲料水や牛乳等多品種、多品目により構成するよう努めるものとする。

- 2 乙は、販売品の構成について、甲の承認を得るものとする。

(販売価格)

第12条 販売価格は、乙が応募申込書に添付した販売品目一覧表記載の額とすることとし、変更する場合は、変更しなければならない事情および理由とその根拠を示して甲の承認を得なければならない。

(権利譲渡等)

第 13 条 乙は、本契約に係る自販機の設置および飲料の販売に関する権利を第三者に譲渡し、または転貸してはならない。

(賠償責任)

第 14 条 乙は、自販機の転倒、故障、盗難による事故、その構造上の欠陥等により甲および第三者に損害を与えた場合および販売した製品による食中毒等の健康被害が発生した場合は、乙の責任において解決するものとし、甲は一切の責任を負わない。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 行政財産使用許可を取り消されたとき。
- (2) 本契約の条項に違反したとき。
- (3) 事業の存続が困難であると甲が認めたとき。
- (4) 社会的に著しく信用を欠く行為があったと甲が認めたとき。
- (5) 第 5 条の規定による納付金の支払義務を履行せず、甲の催促にもかかわらず納入期限を 3 か月以上経過してもなお履行しないとき。
- (6) 乙から、第 2 条に掲げる場所における自販機による飲料の販売を継続することが著しく困難である旨の申出があった場合で、甲がこれをやむを得ないと認めるとき。

2 甲は、乙（自社の役員等実質的に営業に関与している者を含む。）が次のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員等（滋賀県暴力団排除条例（平成 23 年滋賀県条例第 13 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）
- (2) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的を持って、暴力団（滋賀県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）または暴力団員等を利用している者
- (3) 暴力団または暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等、直接的または積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- (4) 暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する等している者

3 前 2 項の規定により本契約が解除された場合、乙はこれによって生じる損失の補償および損害の賠償を甲に請求することはできない。

4 甲は、第 1 項第 6 号により本契約を解除した場合は、第 2 条に掲げる場所への自販機の設置に係る公募に対し、本契約解除後行う直近の 1 回に限り、乙を参加させないこと

ができる。

(契約解除による違約金)

第 16 条 乙は、前条第 1 項または第 2 項の規定により本契約を解除されたときは、甲に対し、違約金として最も高い年額納付金の 10%を支払うものとする。ただし、同条第 1 項第 1 号に該当する場合であって、甲が、公用または公共の用に供するため、行政財産使用許可を取り消したときは、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に同項に規定する違約金の額を超える損害が生じた場合において、当該超える部分の賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金の納入方法)

第 17 条 乙は、甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに前条に規定する違約金を納入しなければならない。

(必要な報告)

第 18 条 乙は、自販機ごとの毎月の売上数量および売上額を、甲に報告するものとする。

(原状回復)

第 19 条 乙は、契約期間が満了し、または契約が解除された場合は、速やかに自己の責任により設置場所を原状に回復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲が、原状回復の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(合意管轄)

第 20 条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第 21 条 本契約に関し疑義が生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 滋賀県野洲市吉川 3 3 8 2
滋賀県企業庁長 河瀬 隆雄

乙

別記様式第1号

応募申込書

令和 年 月 日

滋賀県企業庁長 河瀬隆雄

住所または所在地 〒

氏名または商号名称

および代表者名

印

(担当者)

所属部署

氏 名

電 話

滋賀県企業庁自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1. 応募物件

設置を希望する場所の申込み欄に○を記入してください。

物件番号	設置場所	申込み
1	企業庁新管理本館1階玄関ホール	
2	馬渕浄水場1階通用口横	

※複数応募は可能です。

2. 県内事業所等の所在地および商号名称(法人のみ)

所在地 _____

商号名称 _____

3. 添付書類

- (1) 納付金提案書(別記様式第2号)
- (2) 販売品目一覧表(別記様式第3号)
- (3) 設置する自動販売機のカタログ(設置条件のわかるもの)
- (4) 定款、寄付行為、規約またはこれらに類する書類(法人のみ)
- (5) 許認可書等の写し
- (6) 印鑑登録証明書
- (7) 誓約書(別記様式第4号)

4. その他

応募者が使用する印鑑は、印鑑登録証明書に登録された印鑑とすること。

納付金提案書

令和 年 月 日

滋賀県企業庁長 河瀬隆雄

滋賀県企業庁飲料用自動販売機設置事業者募集において、下記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって該当箇所の設置事業者として使用許可を希望します。

住所または所在地 〒

氏名または商号名称
および代表者名

印

物件番号 (必ず記載してください)	設置場所	提案納付金額					
							円

1. 提案納付金額は、滋賀県が設定する最低納付金額以上を記入してください。
2. 提案納付金額は、物件番号当たりの年額納付金額とし、設置事業者の決定に当たっては、納付金提案書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)をもって納付金とするので、応募者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった提案納付金額の110分の100に相当する金額を記載してください。
3. 金額は算用数字を用い、頭に¥の記号を記入してください。
4. 複数応募する場合は、適宜複写してください。

別記様式第 3 号

販 売 品 目 一 覧 表

物件番号 _____

応募者名 _____

メーカー名	商品名	容器の 種類	規格 (内容量)	希望小売 価格 円	販売価格 円	備考

- ※1 応募者が予定している主力商品のメーカー名、商品名、容器の種類、規格(内容量)、希望小売価格(税込額)、販売価格(税込額)を記載してください。
- 2 容器の種類欄は、缶・ビン・ペットボトル・紙パック・カップ式のいずれかを記載してください。

別記様式第4号

誓 約 書

令和 年 月 日

滋賀県企業庁長 河瀬隆雄

住所または所在地 〒

氏名または商号名称

および代表者名

印

滋賀県企業庁飲料用自動販売機設置事業者応募に当たり、下記の事項について真実に相違ないことを誓約します。

記

- 1 滋賀県企業庁飲料用自動販売機設置事業者募集要項「5 応募に必要な資格要件」の要件を満たしています。
- 2 提出した応募申込書に虚偽または不正はありません。
- 3 設置事業者に決定した場合、滋賀県ホームページに設置事業者名および決定金額を掲載することに同意します。

別記様式第5号

質 問 書

令和 年 月 日

滋賀県企業庁長 河瀬隆雄

住所または所在地 〒

氏名または商号名称

および代表者名

印

(担当者)

所属部署

氏 名

電 話

F A X

質 問 箇 所
(記入例：募集要項 P 番号 の〇〇〇〇について)
質 問 内 容